

個人住民税（市民税・道民税）申告の手引き

◎パソコン・スマートフォンから個人住民税の電子申告ができます！

eLTAX から「マイナンバーカード」を利用して個人住民税の申告ができます。

※ 詳細は下記札幌市ホームページもしくは右記コードよりご覧ください。

＜札幌市ホームページ＞ <https://www.city.sapporo.jp/citytax/denshishinkoku.html>



1. 申告書を提出する必要のある方

2ページに申告判断フローチャートがあります

- (1) 令和8年1月1日現在、札幌市内に居住し、令和7年1月～12月の間に所得のあった方
(ただし、(1)に該当する方でも申告の必要がない場合があります。詳しくは2ページをご確認ください。)
 - (2) 令和7年中の所得が給与所得のみの方で、勤務先から札幌市に給与支払報告書が提出されていない方
 - (3) 公的年金等の収入が400万円以下の方で、次のいずれかに該当する方
 - ・ 公的年金等以外の所得が20万円以下の方
 - ・ 公的年金等の源泉徴収票に記載されていない控除を受けようとする方
- ※ 令和7年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した方は、市民税・道民税の申告書を提出する必要はありません。
- ※ 令和8年1月1日現在、単身赴任などにより、札幌市にお住まいの方で、家屋敷（その方の家族が住んでいる家や空き家など）を有している方は、札幌市で均等割が課税される場合がありますので、その旨ご連絡ください。

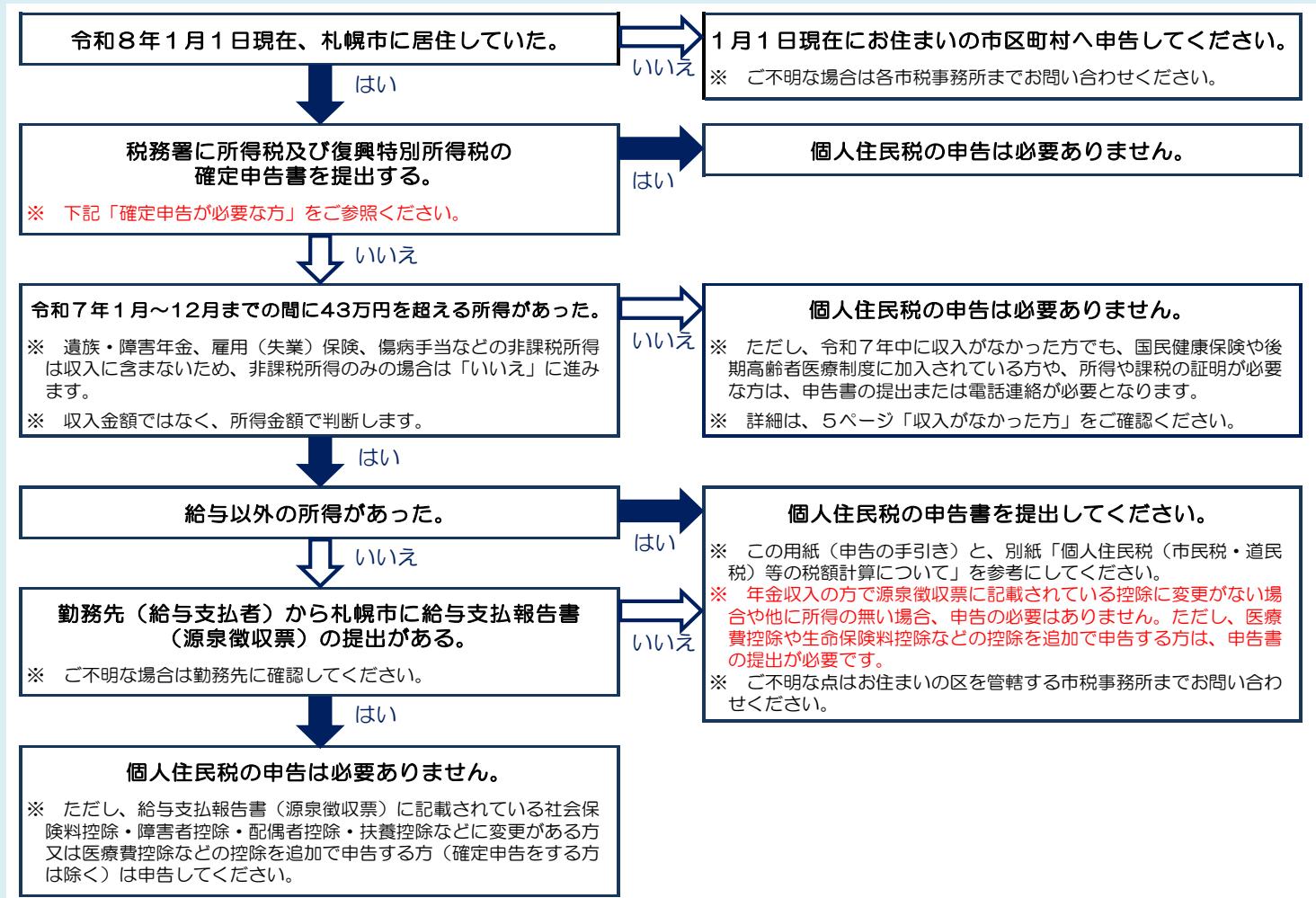
2. 申告の際に必要なもの

札幌市公式ホームページ「税金」 <https://www.city.sapporo.jp/citytax/>

- (1) 市民税・道民税申告書（札幌市ホームページから様式を印刷できます。また、各市税事務所にも用意しています。）
 - (2) マイナンバー（個人番号）制度における本人確認書類
個人番号を記載した申告書を提出する場合は、記載された個人番号が正しいかどうかを確認する「番号確認」と申告書を提出する方の「身元確認」を行うため、以下の書類が、それぞれ1種類ずつ必要となります。
- | 番号確認 | 身元確認 |
|---|---|
| マイナンバーカード（個人番号カード）、通知カード（氏名、住所等の記載事項に変更がない場合に限る）、個人番号が印字された住民票の写しや住民票記載事項証明書、札幌市が一部（氏名等）を印字して送付した住民税申告書 | マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、旅券、身体障害者手帳、学生証、札幌市が一部（氏名等）を印字して送付した住民税申告書、氏名及び生年月日又は住所が印字された官公署（勤務先等）発行書類（税や社会保険料・公共料金の領収書、源泉徴収票、納税通知書）等 |
- ※ 窓口での提出の場合は、原本の提示が必要となります（写しの提出は不要です）。
- ※ 郵送での提出の場合は、窓口での提出の場合と同様の書類の写しを同封してください（写しの提出が必要となるため、返却はできません。原本を提出した場合は、返却いたします。）。
- ※ 代理人（税理士等）が提出する場合は、本人の番号確認のほかに、代理人の身元確認と代理権の確認の書類が必要となります。
- ※ 上記以外の確認書類や代理人が申請する場合の確認書類の具体例につきましては、札幌市ホームページをご確認いただくか、各市税事務所までお問い合わせください。

- (3) 令和7年中の収入や必要経費がわかるもの
 - ・ 営業、農業、不動産収入がある方は、収入及び必要経費のわかる収支内訳書など
 - ・ 給与所得の源泉徴収票（源泉徴収票がない場合は、給与明細書など支払金額などがわかるもの）
 - ・ 公的年金等の源泉徴収票
 - ・ その他、所得金額の計算に必要な収入金額及び必要経費などがわかるもの
 - (4) 各種控除の申告に必要な領収書、証明書など（前年に支払ったもの）
 - ・ 社会保険料控除～前年に支払った金額を証明できる領収書（社会保険料とは、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料及び介護保険料など）
 - ・ 小規模企業共済等掛金控除～支払った掛金額の証明書
 - ・ 生命保険・地震保険料控除～保険会社などからの控除証明書など
 - ・ 障害者控除～障がいの種別及び等級（程度）がわかる手帳など
 - ・ 勤労学生控除～学生証・在学証明書など
 - ・ 医療費控除～同封している「医療費控除計算明細書」（ただし、セルフメディケーション税制を選択する場合は、お手数でも各市税事務所までご連絡ください）
- ※ 医療費の領収書の添付又は提示は必要ありません。ただし、明細書の記載内容を確認するため、申告期限等から5年間は領収書の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書原本の保管をしてください。
- ・ 寄附金税額控除～寄附先団体などから交付された寄附金の受領書など
- ・ その他、各種控除の支払金額・適用要件などが確認できる領収書・証明書など
- ※ 日本国外に居住する親族に係る扶養控除、特定親族特別控除、配偶者控除、配偶者特別控除、障害者控除に関する事項が記載された市民税・道民税申告書を提出する方は、原則、親族関係書類と送金関係書類の添付又は提示が必要となります。

申告判断フローチャート



確定申告が必要な方

※ 所得税及び復興特別所得税の確定申告についてのお問い合わせは、お住まいの区を管轄する税務署（下記参照）までお願いいたします。

1 紹介所得者の方

- (1) 給与収入金額が2,000万円を超える方
 - (2) 給与を1か所から受けていて、かつ、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）が20万円を超える方
 - (3) 給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が20万円を超える方

2 年金所得者の方

- (1) 公的年金等の収入金額が400万円を超えてる方
(2) 公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円を超える方

3 1・2以外の方

- (1) 営業所得や不動産所得などがあり、収入金額から必要経費を差し引いた金額の合計が所得控除の合計を超える方

4 所得税及び復興特別所得税の還付を受ける方

- (1) 紹介所得のある方で、医療費控除や寄附金控除など、年末調整で適用を受けていない控除がある方
(2) 中途退職などにより年末調整を受けていない方
(3) 公的年金等から所得税及び復興特別所得税が源泉徴収されていて、かつ、医療費控除や生命保険料控除などの所得控除を受ける方のうち、源泉徴収された所得税額及び復興特別所得税額が、申告する所得税額及び復興特別所得税額よりも多い方

税務署名	所在地	電話番号	札幌市内の管轄
札幌中税務署	札幌市中央区大通西10丁目	011-231-9311	中央区の一部
札幌北税務署	札幌市北区北31条西7丁目3-1	011-707-5111	北区、東区
札幌東税務署	札幌市厚別区厚別東4条4丁目8-8	011-897-6111	白石区、厚別区
札幌南税務署	札幌市豊平区月寒東1条5丁目3-4	011-555-3900	豊平区、清田区、南区
札幌西税務署	札幌市西区発寒4条1丁目7-1	011-666-5111	中央区の一部、西区、手稲区

6 給与所得の内訳(前年1年間に支払われた給与について記入してください。)					
申告の際は源泉	期間	勤務先(所在地・電話番号)	月平均収入額	賞与・手当等	期間合計額
	1月～12月	(株)○○ 中央区大通西1丁目(011-xxxx-xxxx)			2,000,000円
	月～月				
	月～月				
合計					2,000,000

給与所得があった方

源泉徴収票や給与明細書などに基づき記入してください。

7 事業・不動産所得に関する事項(収支内訳書に基づいて記入してください。)				合計	2,000,000
所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除	
不動産	中央区南3条西△△丁目	700,000 円	600,000 円	0 円	

事業・不動産所得があつた方

8 配当所得に関する事項(前年1年間に支払の確定した配当所得について記入してください。)					
配当所得の種類	所 得 の 生 ず る 場 所	支 払 確 定 年 月	収 入 金 額	必 要 経 費	
				円	円

収支内訳書に基づき記入してください。

9 雜所得(公的年金等を含む。)に関する事項(前年1年間に支払われた雑所得について記入してください。)				
種 類		支 払 者	収 入 金 額	必 要 経 費
公 的 年 金	厚 生 年 金		1,300,000	
	国 民 年 金			
	(◇◇ 企業) 基金 (年金・恩給		400,000	
	() 基金・年金・恩給			
業 務				
その他の				

厚生年金・国民年金以外の公的年金について
は（ ）内に名称を記入して、該当する種類に
〇をつけてください。

※ 年金収入に係る所得を雑所得といいます。

10 総合譲渡・一時所得に関する事項						
種 類		収 入 金 額	必 要 経 費	差 引 金 額	特 別 控 除 額	所 得 金 額
総合譲渡	短 期	円	円	円	円	円
	長 期					口
	一 時					ハ

寄附金を支払った方

11 事業専従者に関する事項							12 別居の扶養親族等に関する事項								
氏名		続柄	生年月日	従事月数	専従者給与 (控除)円			氏名		住所	国外居住	扶養親族等の扶養控除額(月額)			
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
個人番号	略	略	略	略	略	略	略	所得税における 青色申告の承認	有/無	略	略	略	略	略	

寄附金受領書などに基づいて記入してください

ふるさと納税（都道府県・市区町村に対する寄附や災害に係る義援金 募金団体に対する義援金等が最終的に被災地方団体又は義援金配分委員会等に拠出されることが募金要綱等で明らかにされているものなどについては、「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」の欄に記入してください。また、ふるさと納税についてワンストップ特例の申請をされている方は、市民税・道民税の申告書を提出された場合、ワンストップ特例の申請が無効となりますので、ふるさと納税に伴う寄附金の記載を忘れないようご注意ください（所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除の両方について適用を受ける場合は、所得税の確定申告が必要です）。

収入がなかった方

「〇その他」に記入して申告書を提出するか、お電話でその旨のご連絡をお願いします。
(令和7年中に収入がなかった方でも、国民健康保険や後期高齢者医療制度にご加入されている方や、所得や課税の証明(所得証明書など)が必要な方は、申告書の提出又は電話連絡をお願いしております)

(由告書を提出する場合)

- 仕送り又は挂養されていた方

●往復手数料は扶養されている方の住所・氏名・繰柄を「仕送り又は扶養されている」の欄に記入してください。

- ### ●非課税所得があった方

遺族年金や雇用保険などで生活されていた方は、「遺族年金等受給」の欄に記入してください。

● それ以外の方

それ以外の方は、「上記以外の方は～」の欄に昨年の生活状況を記入してください。

例）「貯金により生活していました。」「両親と暮らしていました。」など

市民税・道民税申告についてよく寄せられる質問

(1) 昨年収入がありませんでしたが、申告の必要はありますか。

昨年収入がなかった方でも、国民健康保険料や後期高齢者医療制度に加入されている方については、保険料算定の資料となりますので、申告（電話による連絡も可能）をお願いしております。また、所得や課税の証明書（所得証明書など）が必要となる方についても、申告をお願いしております。

ただし、ご家族に扶養されていて、その方の税法上の被扶養者として、所得税及び復興特別所得税の確定申告、市民税・道民税の申告、あるいは年末調整の際に申告されなければ申告する必要はありません。

(2) 年金収入400万円以下で、かつ、その他所得も20万円以下の者です。税務署への確定申告書提出は不要とのことですですが、市民税・道民税申告の必要はありますか。

所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合でも、市民税・道民税において、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除（社会保険料控除、配偶者控除など）以外の各種控除（医療費控除や生命保険料控除など）がある場合は、市民税・道民税申告をすることによって、市民税・道民税額が減額となる場合があります。また、各種控除がない場合でも、公的年金以外の所得がある場合、申告が必要です。

(3) 医療費控除を受けるには、いくら以上の医療費の支払いが条件ですか。

医療費控除額については、下記の計算方法により算出しますので、あなたの所得金額によって、控除が受けられる基準が変わります。ただし、セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の適用を受ける場合は、スイッチOTC医薬品の購入代金から1万2千円を差し引いた金額（上限8万8千円）が控除されます。

（支払った医療費）－（保険金等で補てんされる金額）－（総所得金額等の5%か10万円のいずれか少ない額）

※ 医療費控除の対象は診療や治療のために支払った費用、薬代、入院代などが該当します。ただし、人間ドックのような健康診断のための費用、容姿の美化などのための費用、健康増進のための費用は該当しません。

※ 生計を一にしているご家族の医療費を支払った分も申告することができます。

※ スイッチOTC医薬品の一覧は厚生労働省のホームページをご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>

(4) 医療費控除の申告に領収書は必要ですか。

医療費控除を申告する際に領収書の添付又は提示は不要となりました。代わりに明細書の添付が必要となります（領収書の添付又は提示のみでは申告をお受けすることができません）。ただし、明細書の記入内容確認のため、申告期限等から5年間領収書の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書原本の保管をしてください。

(5) 「収入」と「所得」の違いは何ですか。

収入とは、自営業や不動産をお持ちの方は、売上金額や家賃収入金額のことで、給与や年金の支払いを受けている方は、源泉徴収額（所得税など）や社会保険料などを差し引く前の総支給額のことです。ただし、給与に含まれる交通費は原則として収入金額に含みません。所得とは、自営業や不動産をお持ちの方は、収入金額から必要経費を差し引いた額のことです、給与や年金の支払いを受けている方は、別紙「個人住民税（市民税・道民税）等の税額計算について」1ページに記載されている表の方法により算出した結果の金額となります。

(6) 扶養している妻の公的年金から介護保険料等が特別徴収（天引き）されている場合、私の社会保険料に加えて妻の介護保険料等についても私の社会保険料控除として適用を受けることができますか。

介護保険料などの社会保険料が奥さまの公的年金から特別徴収されている場合、その社会保険料を支払ったのは奥さまとなります。したがって、ご自身で支払った社会保険料ではないため、社会保険料控除として適用を受けることはできません。

(7) 個人住民税の税額を試算できるものがありますか。

「住民税額シミュレーションシステム」では、収入金額や所得控除などを入力していただくことで、税額の試算やふるさと納税の控除限度額の算出、住民税申告書の作成ができます。

※ 詳細は下記札幌市ホームページをご確認ください。

〈札幌市ホームページ〉 <https://www.city.sapporo.jp/citytax/simulation.html>